

その他のごみに関するお知らせ

ボランティアごみは、これまでどおり無料です。

町内会の『まちの清掃美化』など、ボランティア活動で収集したごみは無料です。
また、ボランティアごみを出す場合は、ボランティアごみ処理券（シール）を配布します。詳しくはくらし環境課にお問い合わせください。

減量化困難世帯への支援事業について

家庭ごみ有料化の大きな目的の一つに『ごみの減量』がありますが、一方で、減量の努力をしても減量できない事情の世帯（減量化困難世帯）があります。

特に、乳幼児在宅世帯・在宅寝たきり高齢者世帯・障がい者世帯・在宅治療者世帯は、紙おむつ等を廃棄するため、減量化困難世帯に該当します。

これらの世帯の支援事業として、ごみ排出による負担の軽減を目的として、一定枚数の『指定ごみ袋』を無料で交付致します。（詳しくは、くらし環境課にお問い合わせください。）

資源物の集団回収で、地域のコミュニティづくりを!

ごみ減量やリサイクルの推進、コミュニティづくりや環境教育の場としても有効な集団回収を奨励するため、平成20年4月より資源物集団回収奨励金制度を定めました。この制度は、集団回収を実施した団体に対して奨励金を支払い、団体の活動費用として活用してもらおうとするものです。

事前に市に団体登録をし、回収した資源物を登録している取扱業者に引き渡すと、業者からは資源物に応じた金額が支払われるのに加え、市からは登録業者が引き取った量に応じ奨励金（1kg当り3円）が支払われます。

対象団体は、学校やPTA、町内会、子ども会、ボランティア団体等です。
是非、事前に市の団体登録を行なって集団回収に取り組んでみてはいかがでしょうか?



ごみと資源を分別して、ルールやマナーを守って出しましょう。

6戸以上の共同住宅におけるごみステーションの設置にご協力ください。

「稚内市廃棄物の減量と適正処理に関する条例」では「住居戸数6戸以上の共同住宅の所有者又は建設しようとする者は、家庭系廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない」と定めています。
共同住宅の所有者の方には、専用のごみステーションの設置へのご協力をお願いします。
また、入居者へのごみ出しルール・マナーの指導についてもお願いします。

不適正排出および不法投棄について

「市が収集しないごみを出す」「指定ごみ袋ではない袋でごみを出す」のはルール違反です。ルールを守らず不適正に出されたものは、『警告シール』を貼って回収しません。
この場合、町内会で費用を負担して、処理している場合もあります。
また、空き地や道路脇などにごみを捨てるのは『不法投棄』にあたり、警察に通報しています。『不法投棄』は、『犯罪行為』です。
違反者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条により処罰されます。

第25条 5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

『不適正排出及び不法投棄は、絶対にやめましょう!』

